

秋田県水と緑の森づくり税条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地球温暖化の防止、県土の保全、水源のかん養等の公益的機能を有し、すべての県民がその恩恵を受けている森林を健全に守り育て、次代に引き継いでいくことを目的として、県民の理解及び協力の下、森林環境の保全に関する施策に要する費用に充てるため、秋田県県税条例

(昭和二十九年秋田県条例第二十四号)に定める県民税の均等割の税率の特例を定めるものとする。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第二条 個人の県民税の均等割の税率は、秋田県県税条例第三十七条の規定にかかわらず、同条に定める額に八百円を加算した額とする。

(法人等の県民税の均等割の税率の特例)

第三条 法人等の県民税の均等割の税率は、秋田県県税条例第四十四条第一項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人等の区分に応じ、同表の下欄に定める額に当該額に百分の八を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における秋田県県税条例第四十四条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「前項」とあるのは「秋田県水と緑の森づくり税条例(平成十九年秋田県条例第九十二号)第三条第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「秋田県水と緑の森づくり税条例第三条第一項」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(適用)

2 第二条の規定は平成二十年度以後の年度分の個人の県民税の均等割に、第三条の規定はこの条例の施行の日以後に開始する事業年度、連結事業年度並びに地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五十二条第二項第三号及び第四号の期間に係る法人等の県民税の均等割について適用する。

(検討)

3 知事は、この条例の施行後おおむね五年ごとに、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。